

農地等を被災された農家の皆さんへ

「川西町小規模農地等災害緊急復旧事業」のご案内

令和4年8月3～4日発生豪雨により農地等の被災に遭われた皆さんに心よりお見舞い申し上げます。町ではこの度の豪雨により被災した農地等の原形復旧に向けて予算の範囲内で復旧工事を行うことで被災農家の皆さんの支援を行うこととしました。工事を行うためには被災した農家の皆さんから町へ申請が必要となりますので、下記により手続きをお願いいたします。

●対象者（町内耕作地に係る被災を受けた下記の者）

- 農業者
- 農業法人
- 集落営農組織等の任意団体

●対象工事（令和5年度の作物作付けに支障がある箇所です令和4年度中に完了可能な下記原形復旧工事）

- 圃場（土砂流入撤去、流出箇所の土盛り等）
- 畦畔（流出箇所、崩落箇所、ひび割れ箇所の補修等）
- 水路（土砂流入撤去、破損水路入替、水路法面補修等）
- 農道（路面洗堀の補修、路肩崩落の補修等）
- ため池（土砂流入撤去、堤体崩落箇所補修、破損洪水吐の補修等）
- その他（被災した揚水施設の補修等）

【対象外】

- ・ 多面的機能支払交付金を活用して既に工事完了した箇所
- ・ 中山間地域等直接支払い交付金を活用して既に工事完了した箇所
- ・ 県道や町道の法面や排水路等（道路管理者対応となります。）
- ・ 河川の法面や管理道路等（河川管理者対応となります。）
- ・ 土地改良区管理の水路や管理道路等（土地改良区対応となります。）
- ・ 山林沿いの水路における山側の土砂崩落対策等（山主と協議が必要となります。）

●対象経費

- 工事費（業者等へ発注するもの）※自分で工事する場合の労賃は対象になりません。
- 資材購入費（原形復旧に必要な資材。要領収書）
- 重機等機械借上料（重機等を借り上げて自分たちで工事する場合等。要領収書）
- その他町長が必要と認める経費（上記以外のものは個別にご相談ください。）

●提出書類

- 申請時：①申請書（様式1）②見積書（川西町宛、内訳記載有、押印有）③位置図
 - 完了時：①完了届（様式2）②状況写真（着工前、工事中、完了後の3種類）③請求書（川西町宛）
- ※申請書（様式1）と完了届（様式2）は、各地区交流センター、町農地林務課に用意しています。

●申請期間

令和4年10月14日（金）～12月23日（金）

●工事着工

町で申請書を受領後に審査の上承認通知を送付します。通知受領後に工事着工が可能です。

●申請先 農地林務課 農村林務グループ TEL 42-6646